

羽衣学園中学校・高等学校いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関する重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめを助長したり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことがいじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を多様な個性を持つかけがいのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では「人間尊重」の精神を校訓としており、生徒一人一人の個性と人権を大切にするを主眼として教育活動を行っている。その意味においても、いじめを決してしない人権感覚を持った生徒を育てるとともに、いじめを防止するための教育、環境作りに努め、さらにいじめが発生した際には、これに対して毅然とした姿勢で取り組むことが本校の教育において肝要であると考えている。この理念に基づき、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（『いじめ防止対策推進法』第2条）

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ☆冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ☆仲間はずれ、集団による無視をされる
- ☆軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ☆金品をたかられる
- ☆金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ☆嫌なこと恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ☆パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3. いじめ防止のための組織

(1) 名称 「人権教育推進委員会」

(2) 構成員

管理職、運営委員、学年主任、人権教育課長、担任、養護教諭。必要に応じて心理・福祉の専門家等外部の専門家を加え構成する。

(3) 役割

- ア、学校いじめ防止基本方針の策定
- イ、いじめの未然防止
- ウ、いじめの対応
- エ、教職員の資質向上のための校内研修
- オ、年間計画の企画と実施
- カ、年間計画進捗のチェック
- キ、各取組の有効性の検証
- ク、学校いじめ防止基本方針の見直し

4. 年間計画

本基本方針に沿って、後述資料のように実施する。

5. 取組状況の把握と検証（PDCA）

人権教育推進委員会は、学期の終わりに年2回開催し、取組が計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体において、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な探究の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組の中で、当事者同士の人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

生徒が安心・安全に学校生活を送れるようにするため、いじめの未然防止に向け、本校では様々な教育活動の中で生徒のコミュニケーション能力を高め、豊かな感受性・想像力を養うこと、いじめが重大な人権侵害であることを訴えつづけることを行っていく。その姿勢を全教職員が共有し、一丸となっていじめの未然防止に努めていくこととする。

2. いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対しては職員会議や研修の場を活用する。また、生徒に対しては特別活動、各教科等の中で指導していくとともに、学校全体としては人権教育課、生徒指導部を中心として、連携してこれに当たっていくこととする。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力が必要である。そのために特別活動、(道徳)、各教科、さらには平素の学校生活全般の中でこの態度・能力の育成に努めていくこととする。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、本校では次のことに留意していく。

- ・指導上の注意としては学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる手段作りを進めていく。
 - ・授業展開においては、教師が常に自己の授業の向上に努めることは勿論のことだが、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業を進めていく。
 - ・生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、学級や部活動、学校行事等において一人一人に役割を与え、その役割を果たす中で、教師は適切に助言・評価をし、同時にその役割が全体の役に立っているとの言葉かけによって生徒一人一人の有用感を高めていく。また、一人の生徒の失敗を進んで全員でフォローし、困難を抱えた生徒がいる場合は全員で支えていくという雰囲気集団内に作ることを目指す。
 - ・ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに対処できるようにさせる。
 - ・いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払う。教師の体罰や暴言がいじめに発展する可能性があることを全教職員が認識をする。また「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や、周りで見えていたり、はやしたてたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化させる。これも含め研修等を通じて全教職員がいじめについて正しい認識を持つように努める。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組として、全ての生徒が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍できる機会を全ての生徒に提供する。また、人は皆それぞれ個性を持ち、長所があれば短所もあることを理解させた上で、人と比べることを最大の価値とするのではなく、自分を磨くことを目標とすることに価値を見出させることによって生徒の自己肯定感が高められるように努める。
- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、特別活動において生徒が主体的にこの問題について考える場を作る。

第3章 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることが恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。

2. いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として定期的なアンケートや教育相談、個人面談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、保護者と密に連絡を取り合い、家庭との連携を図る。
- (3) 保健室や生徒相談室の利用、電話相談窓口等の相談体制を広く周知する。
- (4) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる前述(3)の体制が適正に機能

しているかどうかについて、定期的に点検をする。

- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについては、その方針を明確にし、適切に扱う。
- (6) 全教職員は生徒個々について気になることがあれば、たとえそれが些細なことであっても学年など関係教員と情報共有・記録し、次年度にも引き継ぐ。

第4章 いじめに対する考え方

1. 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であることは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に人間的信頼回復のきっかけをつかむことができる。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2. いじめ発見・通報を受けたとき対応

- (1) いじめの疑いがある場合、早い段階から的確に関わり、被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、学年主任を通して管理職に報告する。続いて、人権教育推進委員会を開催し、情報の共有と方針について検討する。その後は学年や関係教員が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴きとるなどしていじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 担任、学年は事実確認の結果を被害・加害生徒の保護者に連絡をする。事態によっては校長が、事実確認の結果を学校の設置者（理事会）に報告し、被害・加害の保護者に連絡する。同時に教育庁私学課や大阪私立学校人権教育研究会に報告する。
- (4) 学校の指導により、十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合はいじめられている生徒を徹底して守るという観点から、所轄警察署に、相談して対処する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3. いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) 生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意して対応していく。
- (2) 生徒の不安をできる限り除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、生徒の安全を確保する。
- (3) いじめた生徒の別室指導や出席停止の活用などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- (4) いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払う。

4. いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) いじめた生徒に対し、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置として、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に対応する。
- (2) いじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行うため事実関係について迅速に保護者に連絡をし、事実に対する保護者の理解や納得を得る。
- (3) いじめた生徒に対してはいじめが人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。同時にいじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全な人格の発達に配慮する。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせるため、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- (2) 全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、加害生徒による被害生徒への謝罪のみで終わるのではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を図るよう努める。

6. ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等に対する必要な措置として被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置をとる。
- (2) こういった措置をとるに当たり、必要に応じて、法務局や所轄警察署等、外部機関と連携し、協力を求める。
- (3) パスワード付きサイトやSNS、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解と協力を求めていく。

第5章 その他

第4章までの記載事項を実行するために、本校では以下の点に留意していくこととする。

- (1) いじめ問題等に関する指導記録を保存し、適切に引き継いだり、情報提供ができるよう組織的な指導体制をとる。
- (2) いじめについての校内研修を充実させる。
- (3) いじめに対しては組織的に教職員全員であたることとする。
- (4) 生徒へのいじめについての啓発は学校全体としての取り組みのみならず、平素の教育活動の中で行うこととする。

※附則

制定・施行 2014（平成26）年4月16日

改訂 2021年（令和3年）4月14日

【資料】

＜羽衣学園中・高等学校 いじめ防止年間計画＞

- 1 学期
 - ・生徒・保護者への相談窓口周知
 - ・STOP IT の登録（中学校）
 - ・生徒面談
 - ・学校生活アンケート
 - ・保護者懇談
 - ・人権学習
 - ・教職員研修
- 2 学期
 - ・人権教育推進委員会開催
 - ・いじめ防止のキャンペーンなど
 - ・人権学習
- 3 学期
 - ・人権教育推進委員会開催

※その他必要に応じて啓発活動やアンケートなどを実施する。